

福島県風しん対策助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は日本薬局方乾燥弱毒生風しんワクチン（ただし、国内承認品に限る。以下「風しんワクチン等」という。）の予防接種を促進することにより、妊娠を希望する女性及び妊娠を希望する女性の配偶者が風しんに罹患することを防ぐため、市町村に対し福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は次に定めるところによるものとする。

(1) 妊娠を希望する女性

本県内に住所を有し、妊娠を希望する女性。ただし、妊娠中の者は除く。

(2) 妊娠を希望する女性の配偶者

本県内に住所を有する妊娠を希望する女性の配偶者である男性。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象は、市町村が行う次に掲げる事業に要する経費とし、補助金は市町村に対して交付するものとする。ただし、(1)の事業については、中核市を除く。

(1) 妊娠を希望する女性及び妊娠を希望する女性の配偶者に対して行うH I法又はE I A法による風しん抗体検査（以下「風しん抗体検査」という。）の受検料の助成事業。ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに2回の風しんの予防接種歴がある者若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者への助成を除く。

(2) 風しん抗体検査を受け、風しんの感染予防に十分な免疫を保有していない妊娠を希望する女性及び妊娠を希望する女性の配偶者に対して行う風しんワクチン等の予防接種の費用の助成事業。

2 補助金の額は、次により算出した金額の範囲内において知事が定める額とする。

(1) 次の表の第1欄に定める種目について、第2欄に定める対象経費の実支出額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、当該種目ごとの総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を補

助額とする。

1 種目	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
(1)風しん抗体検査	風しん抗体検査の受検料に対して、市町村が助成する総額（ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに2回の風しんの予防接種歴がある者若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者への助成を除く） 1回の抗体検査に市町村が助成する額×受検者数	次により算出した額 基準額（6,700円）×受検者数	10/10
(2)麻しん風しん混合ワクチン	風しんワクチン等の接種料に対して、市町村が助成する総額	次により算出した額 基準額（5,000円）×接種者数	1/2
(3)風しんワクチン	1回のワクチン接種に市町村が助成する額×接種者数		

（申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第4条1項に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 福島県風しん対策助成事業補助金所要額調書（様式第2-1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2-2号）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業に要する経費の20%以内の減額変更とする。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県風しん対策助成事業補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。ただし、規則第6条第1項第1号に基づく変更承認申請をしようとする場合には、併せて次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 福島県風しん対策助成事業補助金所要額調書(様式第2-1号)
- (2) 事業実施計画書(様式第2-2号)

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認められるときは、この要綱に定める補助金について概算払いの方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき、補助金の概算払いを受けようとする場合は、福島県風しん対策助成事業補助金概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(事業完了の報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県風しん対策助成事業補助金に係る事業完了報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則13条の規定による実績報告は、福島県風しん対策助成事業補助金実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて、事業完了の日(事業の廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 福島県風しん対策助成事業補助金精算書(様式第7-1号)
- (2) 事業実績報告書(様式第7-2号)
- (3) 歳入歳出決算(見込)書抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、

第10条の実績報告に併せて、福島県風しん対策助成事業補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は平成25年12月27日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成26年6月16日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成28年7月11日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成30年6月28日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。